太平洋クロマグロの資源管理について

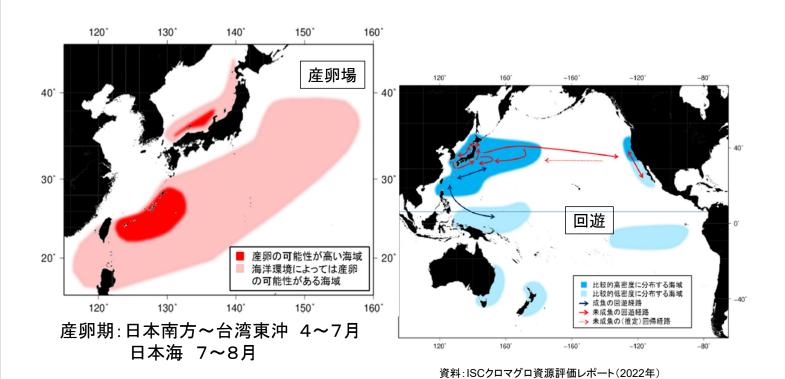
令和6年12月 **水産庁**

快口							
	太平洋クロマグロの資源状況						
	令和6管理年度の配分方針・						
	これまでの管理について・・						
	関係各国の漁獲状況・・・・						
	学術的知見及び技術開発・・						
(管理のための制度・・・・・					•	

太平洋クロマグロの資源状況

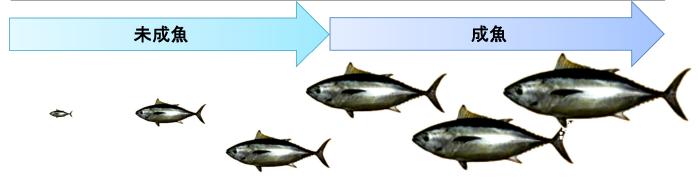
太平洋クロマグロの分布・生態について

- 産卵場は、日本水域が中心(南西諸島から台湾東方沖、日本海南西部)
- 小型魚の一部は、太平洋を横断して東部太平洋まで回遊(メキシコにより漁獲)



太平洋クロマグロの成長について

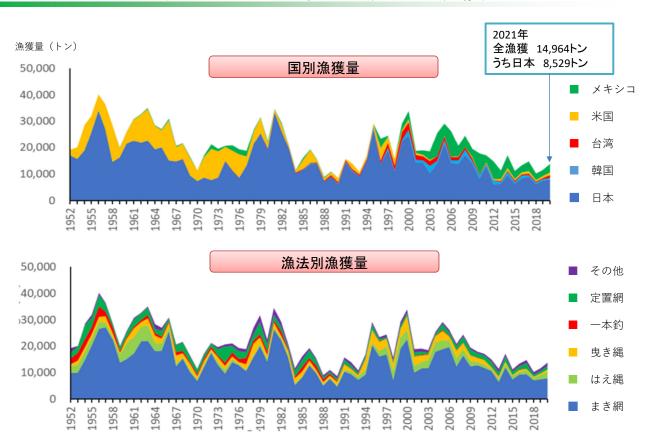
- 3歳で一部が成熟開始(卵を産み始める)、5歳で全てが成熟。
- 体長1m程度では未成熟魚。



O歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
19. 1cm	58. 6cm	91. 4cm	118. 6cm	141. 1cm	159. 7cm
0. 2kg	4. 4kg	16. 1kg	34. 5kg	58. 4kg	85. 2kg
漁獲の対象 となり始める			全体の 20% が成熟	全体の 50% が成熟	全体の 100% が成熟

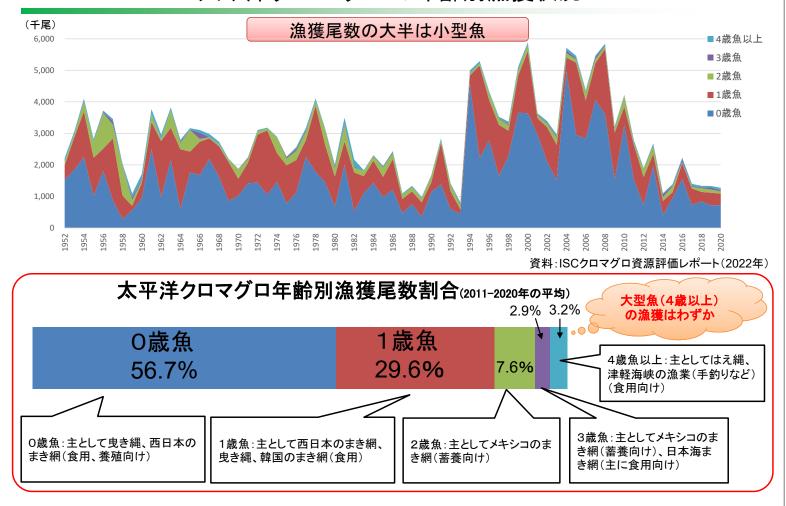
資料: ISCクロマグロ資源評価レポート(2022年)

太平洋クロマグロの国別・漁法別漁獲状況



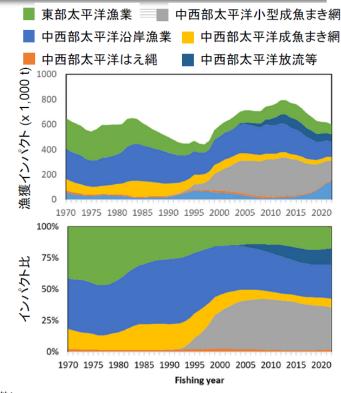
資料:ISC22レポート (2022年)

太平洋クロマグロの年齢別漁獲状況

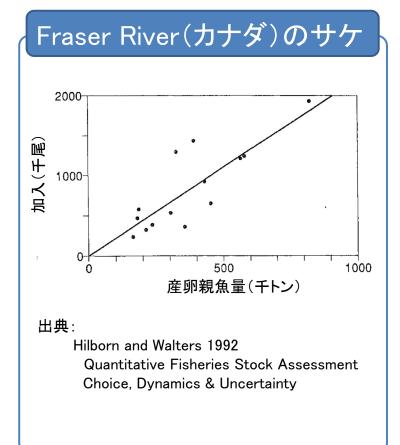


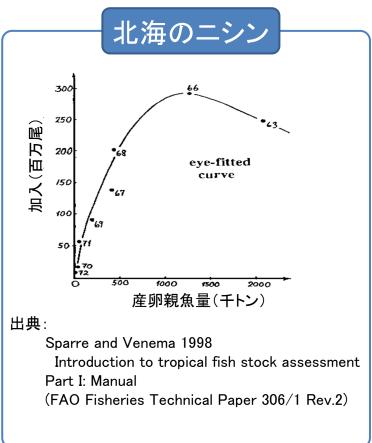
漁獲インパクト

- ❖ "もし過去の漁獲が無ければ、どれぐらいの産卵資源が残ったであろうか"を推定し、現状の資源量との差分を"漁獲によるインパクト"として可視化したもの。
 - 現在のWCPFCでの、資源管理の議論において、 これの東西比が使われている。
- ❖ ほとんどの漁業グループにおいて、産卵資源に対する 漁獲インパクト(絶対値;上図)は減少傾向にあり、産 卵資源の回復に寄与している.
 - WPOの放流後死亡等(unseen catch)のインパクトが減少しておらず、相対的に高い割合を占め始めている。
- ❖ 2022年時点の漁獲インパクトの東西比率は17:83.

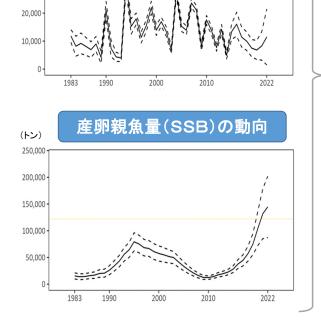


産卵親魚量と加入(子供の数)の関係が見られる魚種





太平洋クロマグロの産卵親魚量と加入(子供の数)の関係



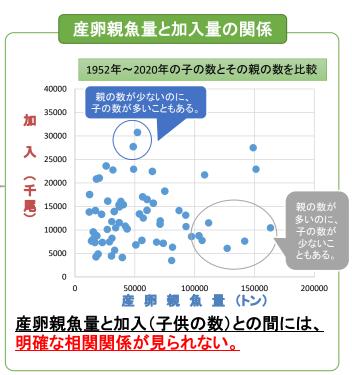
O歳魚の加入状況

漁獲対象となりうる200gの0歳魚の その年の7月1日時点での発生尾数

(千尾)

40,000

30,000



資料:水産庁作成

小型魚と大型魚を漁獲した場合の5年後の資源量の試算

小型魚を1トン獲らない場合

5年後 1 トン = 1 kg×1.000尾 = 100kg×120尾

大型魚を1トン獲らない場合



5 年後





<u>0.66トン</u> =220kg×3尾

※自然死亡率と成長式を用いて、(国研)水産研究・教育機構が試算

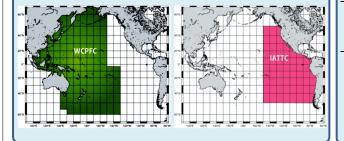
国際委員会における決定事項

資源管理措置

- (1) 中西部太平洋:WCPFC
- ① 30キロ未満の小型魚の漁獲量を2002-04 年平均水準から半減。

(日本:8,015トン→4,007トン)

- ② 30キロ以上の大型魚の漁獲量を2002-04 年平均水準の115 %に制限。(日本:5,614トン)
- ※以下は2022~2024年に限った措置
- ③ 漁獲上限の未利用分は翌年に繰越し可能。(漁獲上限の17%まで)
- 4 小型魚漁獲上限について、30%(2024年) まで大型魚に振替可能。
- (2) 東部太平洋:IATTC
- ① 商業漁業については、2023~2024年(2年間)の漁獲上限は7,990トン。



WCPFC及びIATTCにおける漁獲戦略

①暫定回復目標

「親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値まで回復させる」

②次期回復目標

(親魚資源量を歴史的中間値まで回復させた後の目標)

「暫定回復目標達成後10年以内に60%以上の確率で 初期資源量の20%まで回復させる」

③暫定的な漁獲制御ルール

(回復目標の達成後、管理戦略評価(MSE)に基づく長期的な管理方式の 策定までの間に適用する、暫定的な漁獲制御ルール)

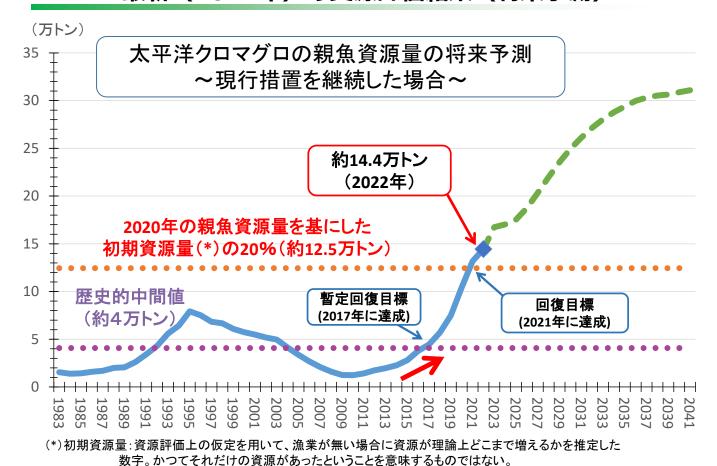
資源評価の結果、

- (ア)初期資源量の20%を下回る確率が、60%を超える場合、60%以上の確率で、10年以内に初期資源量の20%を上回るよう、管理措置を強化。
- (イ)初期資源量の20%を上回る確率が、60%を超える場合、 同確率を60%以上に維持できる範囲で措置の調整を行うべき。

4.長期管理方式

「目標管理基準値(長期的に維持すべき資源の水準)」や「限界管理基準値(資源量がこれ以下となった場合、管理措置を強化する水準)」を設定し、管理戦略評価(MSE)に基づき、長期的な管理方式を策定(2025年の合意を目標)。

最新(2024年)の資源評価結果(将来予測)



令和6管理年度の配分方針

令和6管理年度の配分方針

小型魚

- 大臣管理区分及び都道府県とも、令和6管理年度当初はWCPFCの基準年(2002-04年(平成14-16年))を基本として、近年の漁獲実績を勘案して配分する。
- 令和6年3月に沿岸漁業の漁期(令和5管理年度)が終了した段階で、繰越分を沿岸漁業に優先的に配分する。
- 瀬戸内海と隣接する海域に面する8県に対して、瀬戸内海における混獲管理のための数量として、小型魚を0.1トンずつ配分する。

大型魚

- 大臣管理区分及び都道府県とも、令和6管理年度当初はWCPFCの基準年(2002-04年(平成14-16年))を基本として、近年の漁獲実績を勘案して配分する。
- 令和6年3月に沿岸漁業の漁期(令和5管理年度)が終了した段階で、<mark>繰越分を沿岸漁業に優先的に配分</mark>する。
- かつお・まぐろ漁業及びかじき等流し網漁業等は、令和3管理年度までWCPFC基準年の平均漁獲実績よりも少ない配分となっていたため、令和4管理年度以降はWCPFC基準年の平均漁獲実績の数量以上の配分とする。

令和6管理年度の当初配分

● 下表の令和6管理年度の当初の配分に加え、令和6年3月に沿岸漁業の漁期(令和5管理年度)が終了した段階で繰越分を配分する。

		 単位:トン
	令和5管理年度当初	令和6管理年度当初※1
大臣管理区分	1, 269. 0	947. 2
大中型まき網漁業	1, 200. 0	900. 2
かじき等流し網漁業等	44. 0	22. 0
かつお・まぐろ漁業	25. 0	25. 0
都道府県	2, 092. 0	2, 193. 6
留保	204. 0	102. 4
合計	3, 565. 0	3, 243. 2

大型魚		単位∶トン
	<u> 令和5管理年度当初 </u>	令和 6 管理年度当初 ^{※1}
大臣管理区分	4, 419. 2	4, 820. 2
大中型まき網漁業	3, 629. 3	4, 000. 7
かじき等流し網漁業等	21. 6	48. 0
かつお・まぐろ漁業※2	768. 3	771. 5
都道府県	1, 740. 0	1, 745. 9
留保※3	84. 8	170. 6
合計	6, 244. 0	6, 736. 7

※1令和6管理年度の基礎的な配分から過去の超過数量等を差し引いた配分量。

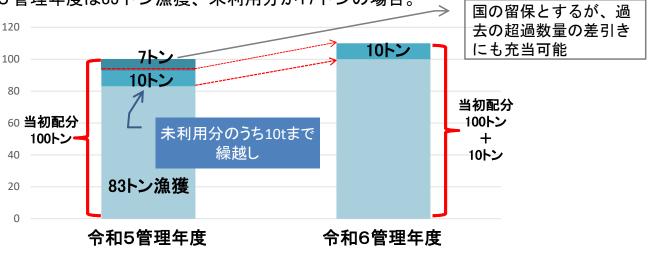
※2大型魚の大臣管理区分のうち、かつお・まぐろ漁業のIQ管理区分については、未利用分の繰越ルールに基づき、令和4管理年度からの繰越量を追加し、さらに超過分について差し引き。

※3大臣管理区分による振替(大中まき299.8トン、かじき流し網22.0トン)の増加分のうち、沿岸漁業に配分するものは一旦 留保に繰り入れ。

令和6管理年度における繰越しの基本的な考え方

- 中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)において、漁獲枠の未利用分について は、漁獲枠の17%を上限に繰越可能となっている。
- 国内ルールでは、大臣管理漁業、都道府県ごとに当初配分量の10%までは繰越可能とし、それ以上は国の留保に繰り入れて再配分。
- なお、繰越枠(10%)を超える数量は国の留保にするとともに、過去の超過数量 の差引きにも充当可能とする(融通分除く)。

(例) 令和5管理年度、令和6管理年度の当初配分が100トンの都道府県で、 令和5管理年度は83トン漁獲、未利用分が17トンの場合。



「令和4管理年度以降の配分の考え方」のポイント

- 令和3(2021)年のくろまぐろ部会でとりまとめられた「令和4管理年度以降のくろ まぐろの漁獲可能量の配分の考え方」のポイントは、以下のとおり。
- 令和4管理年度以降の基礎的な配分は、WCPFCの基準年(2002-04年(平成14-16年))を基本として、近年の漁獲実績(平均漁獲実績)を勘案して配分するものとし、 混獲管理、資源評価に用いるデータ収集等への配慮については留保から配分。
- 大型魚について、WCPFCの基準年の平均漁獲実績よりも配分数量が少ないかつ お・まぐろ漁業及びかじき等流し網漁業等については、当該平均漁獲実績の数量以 上の配分とする。
- 国の留保について、直近の管理状況等を勘案し、当面の間は小型魚、大型魚ともに 100トン程度を保持するものとする。
- 継続的に資源の回復を図るため、我が国全体として400トン以上を目標に小型魚から大型魚に漁獲可能量の振替えを実施。
- 留保の配分については、沿岸漁業にも配慮。

小型魚の基礎的な配分

小型魚	2002-04年の 平均漁獲実 績の2分の 1の数量	管理開始当 初の配分	基礎的な配 分	令和6管理 年度の基礎 的な配分	2002-04年の 平均漁獲実 績の2分の 1に対する 配分割合 (%)
	a			р	b/a
大中型まき網漁業(※)	2, 272. 0	2, 000. 0	1, 500. 0	1, 200. 0	52. 8
かじき等流し網漁業等			44. 0	44. 0	
かつお・まぐろ漁業	1, 735. 0	1, 991. 3	62. 0	25. 0	131. 0
都道府県 (沿岸漁業)			1, 885. 3	2, 196. 9	
留保	-	15. 7	265. 7	99. 1	-
合計	4, 007. 0	4, 007. 0	3, 757. 0	3, 565. 0	_

[※] 大中型まき網漁業は、第3管理期間以降は小型魚から大型魚への振替(250トン)を行っている。

大型魚の基礎的な配分

大型魚	2002-04年の 平均漁獲実績	(参考) 2015-16年平 均漁獲実績	基礎的な配分	令和6管理年 度の基礎的な 配分	2002-04年の 平均漁獲実績 に対する配分 割合(%)
	Α			В	B/A
大中型まき網漁業(※)	3, 098. 0	2, 863. 9	3, 063. 2 (振替前2, 813. 2)	3, 641. 0	117. 5
かじき等流し網漁業等	752. 0	156. 2	9. 4	21. 6	103. 0
かつお・まぐろ漁業	752. 0	150. 2	362. 6	754. 3	103.0
都道府県 (沿岸漁業)	1, 032. 0	1, 100. 0	1, 571. 0	1, 746. 0	169. 2
留保	_	-	125. 8	100. 8	_
合計	4, 882. 0	4, 114. 7	5, 132. 0	6, 263. 7	_

[※] 大中型まき網漁業は、第3管理期間以降は小型魚から大型魚への振替(250トン)を行っている。また、2015-16年平均漁獲実績 比率に基づき配分するにあたり、大中型まき網のTAC管理開始前の自主規制枠(3,098トン(2002 - 04年の平均漁獲実績))を上回る ため、3,098トンを基本とする。この調整の際に発生した数量(295.0トン)は国の留保とする。

都道府県の小型魚の近年の漁獲実績(1/2)

加关点用力				;	漁獲実績(年度)				
都道府県名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
北海道	301.4	93.2	820.5	0.1	64.4	83.2	91.6	48.4	75.4
青森県	361.8	137.2	235.7	142.1	258.5	323.8	287.6	317.2	335.5
岩手県	87.8	68.7	122.3	14.4	42.0	85.2	72.0	84.7	93.1
宮城県	23.7	28.7	83.8	14.2	30.1	59.9	50.2	69.7	67.0
秋田県	76.0	21.1	28.2	9.6	17.2	27.3	25.2	34.1	32.6
山形県	11.1	6.3	9.7	6.9	9.4	13.8	15.5	21.9	21.8
福島県	0.1	3.9	6.5	2.2	0.9	1.5	1.2	13.6	17.1
茨城県	4.7	23.7	13.2	13.8	9.6	17.0	7.8	13.6	15.0
千葉県	47.8	69.8	49.5	44.1	34.8	78.2	77.0	76.5	70.2
東京都	4.2	11.0	8.5	3.0	1.6	3.5	7.7	8.5	7.9
神奈川県	9.7	42.5	16.4	15.2	13.8	21.0	20.1	44.8	51.1
新潟県	40.4	79.0	52.8	29.0	52.1	74.5	93.7	110.8	82.2
富山県	26.5	116.3	30.8	82.1	57.7	104.5	96.4	109.2	99.3
石川県	16.8	90.2	35.0	43.1	32.8	114.1	84.0	123.4	73.2
福井県	4.9	66.5	7.4	12.4	17.2	28.8	40.9	40.6	26.5
静岡県	9.5	32.1	11.3	17.6	21.1	16.7	23.9	32.4	39.9
愛知県	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
三重県	14.0	125.4	5.5	5.6	25.0	28.0	44.9	41.2	45.9
京都府	12.7	82.2	5.5	12.8	15.4	36.0	61.4	35.8	46.8
大阪府	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1

都道府県の小型魚の近年の漁獲実績(2/2)

加米六日々				;	漁獲実績(年度)				
都道府県名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
兵庫県	2.6	4.0	2.8	1.8	2.3	4.7	7.2	15.8	11.9
和歌山県	18.2	16.7	20.0	14.3	15.8	36.8	28.0	31.8	38.1
鳥取県	1.5	1.0	1.1	1.8	0.9	3.2	5.8	8.1	11.1
島根県	41.8	146.2	87.8	55.0	71.2	56.1	88.5	111.6	95.3
岡山県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1
広島県	2.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
山口県	95.6	87.1	76.1	68.1	80.7	123.2	143.9	118.4	116.2
徳島県	4.9	7.2	7.0	1.8	5.0	15.2	15.1	20.7	29.5
香川県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.5	0.8
愛媛県	1.7	5.9	3.9	8.3	7.6	10.6	1.2	9.4	16.7
高知県	27.1	68.5	86.2	31.8	61.5	112.2	39.9	90.0	77.0
福岡県	2.4	12.4	6.9	3.1	3.4	8.4	17.0	13.3	16.0
佐賀県	1.2	0.0	0.0	0.0	0.6	1.4	8.0	10.0	7.3
長崎県	425.7	843.9	472.1	545.9	560.8	709.9	752.8	833.5	834.7
熊本県	2.2	5.2	1.9	0.1	2.4	10.1	12.0	15.9	14.1
大分県	1.5	0.2	0.5	0.5	0.7	0.3	0.8	5.1	2.2
宮崎県	3.2	32.1	13.0	15.2	11.5	24.3	16.0	15.2	10.5
鹿児島県	4.7	16.5	23.8	0.0	0.1	21.1	34.3	27.3	32.4
沖縄県	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
合計	1,689.4	2,344.8	2,346.0	1,216.1	1,528.2	2,254.7	2,271.7	2,553.3	2,512.6

都道府県の大型魚の近年の漁獲実績(1/2)

₩\ 关 点				漁	獲実績(年度	芰)				直近9年の	直近9年の
都道府県名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	平均値 (15-23年度)	最大値 (15-23年度)
北海道	125.1	314.9	221.9	87.1	131.2	244.7	272.9	328.8	317.1	227.1	328.8
青森県	427.5	423.4	467.9	321.0	324.4	507.5	534.8	552.1	525.4	453.8	552.1
岩手県	39.7	8.5	53.1	73.2	20.1	53.2	67.0	63.3	64.2	49.1	73.2
宮城県	10.1	13.2	22.3	19.5	6.9	14.0	22.0	29.0	22.6	17.7	29.0
秋田県	15.4	30.8	18.6	26.8	11.7	31.0	15.0	28.5	29.6	23.0	31.0
山形県	5.0	3.8	1.3	0.9	9.0	9.0	14.4	13.0	13.3	7.7	14.4
福島県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.1	0.2	2.0
茨城県	0.1	0.3	0.2	1.1	1.1	1.9	6.3	4.8	6.4	2.5	6.4
千葉県	6.7	24.7	18.2	37.6	42.3	70.5	62.0	58.1	50.5	41.2	70.5
東京都	9.2	9.4	9.6	21.8	30.5	41.8	55.2	33.4	41.8	28.1	55.2
神奈川県	0.8	1.2	0.8	0.6	0.8	6.0	18.6	7.8	15.2	5.8	18.6
新潟県	95.7	54.6	52.0	85.4	48.2	33.2	38.8	61.0	30.4	55.5	95.7
富山県	4.5	2.2	10.1	4.1	2.1	12.8	3.9	7.8	10.4	6.4	12.8
石川県	42.2	11.1	22.5	12.6	5.3	11.6	9.4	22.3	23.8	17.9	42.2
福井県	13.7	4.3	13.2	13.2	6.3	6.7	9.4	14.2	10.9	10.2	14.2
静岡県	7.0	5.5	6.5	12.5	23.7	30.0	41.1	21.8	24.8	19.2	41.1
愛知県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
三重県	29.5	10.6	7.1	1.4	5.9	9.0	8.9	23.5	30.6	14.1	30.6
京都府	11.1	14.0	23.7	17.1	21.0	23.2	39.2	25.8	24.6	22.2	39.2
大阪府	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

都道府県の大型魚の近年の漁獲実績(2/2)

				漁	獲実績(年度	麦)				直近9年の	直近9年の
都道府県名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	平均値 (15-23年度)	最大値 (15-23年度)
兵庫県	0.0	4.0	0.8	1.9	6.2	2.5	7.9	10.1	10.5	4.9	10.5
和歌山県	9.4	7.6	8.4	11.4	29.6	35.7	46.2	28.2	33.5	23.3	46.2
鳥取県	0.0	0.7	0.1	0.1	0.0	0.2	0.8	4.8	0.4	0.8	4.8
島根県	20.4	10.5	24.8	18.5	19.3	20.8	25.9	26.5	26.5	21.5	26.5
岡山県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
広島県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
山口県	8.6	5.5	23.8	7.1	30.4	32.7	49.3	31.8	22.5	23.5	49.3
徳島県	3.3	3.3	2.0	4.4	1.7	1.2	4.7	9.3	0.7	3.4	9.3
香川県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1
愛媛県	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.5	0.4	0.1	0.0	0.1	0.5
高知県	4.5	4.8	11.5	8.7	14.8	5.0	24.7	20.6	24.0	13.2	24.7
福岡県	0.9	2.3	1.8	7.6	1.8	0.9	4.5	1.5	8.2	3.3	8.2
佐賀県	0.0	0.0	0.0	2.9	1.0	6.1	10.7	3.1	0.2	2.7	10.7
長崎県	116.9	110.2	167.2	79.7	115.4	101.0	179.6	140.0	155.4	129.5	179.6
熊本県	0.5	0.5	0.7	1.4	0.2	1.7	3.3	2.9	1.1	1.4	3.3
大分県	1.4	1.1	0.7	0.1	0.0	0.0	1.7	6.8	4.6	1.8	6.8
宮崎県	6.7	1.5	10.7	19.7	17.3	24.0	28.1	20.3	14.1	15.8	28.1
鹿児島県	2.8	1.6	3.1	4.0	7.6	10.2	12.5	16.7	18.5	8.6	18.5
沖縄県	76.9	94.3	135.5	192.6	121.4	220.4	194.4	187.4	158.9	153.5	220.4
合計	1,095.6	1,180.4	1,340.2	1,096.0	1,057.3	1,569.0	1,813.6	1,807.4	1,720.8	1,408.9	2,104.5

管理期間ごとの漁獲枠と実績(小型魚)

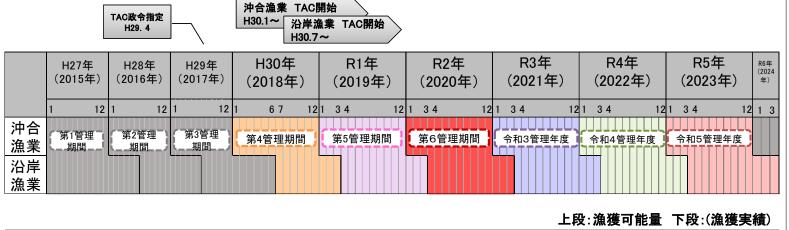
		TAC政令指定 H29. 4		沖合漁業 TAC例 H30.1~ 沿岸湖 H30.7	業 TAC開始					
	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年 (2024
	(2015年)	(2016年)	(2017年)	(2018年)	(2019年)	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	年)
	1 12	1 12	1 12	1 67 12	1 3 4 12	1 3 4 12	1 3 4 12	1 3 4 12	1 3 4 12	1 3
沖合	自主管理		## 0 ## TIII							
漁業	第1管理期間	第2管理 期間	第3管理 期間	第4管理期間	第5管理期間	第6管理期間	令和3管理年度	令和4管理年度	令和5管理年度	
沿岸	台 + 经 I	#								
漁業	自主管理	#								

上段:漁獲可能量 下段:(漁獲実績)	上段	:漁獲す	可能量	下段:	(漁獲実績)
--------------------	----	------	-----	-----	--------

							••		
全体 計	4,916t (3,096t)	4,007t (4,335t)	3,424t (3,407t)	3,367t (2,277t)	3,757t (2,949t)	4,238t (3,106t)	4,238t (3,351.8t)	4,258.2t (3,619.5t)	4,094.8t (3,322.6t)
まき 網	2,000t (923t)	2,000t (1,938t)	1,500t (1,219t)	1,500t (1,006t)	1,408t (1,328t)	1,306t (783t)	1,327t (962t)	1,247.4t (1,009.6t)	1,209.5t (757.4t)
近海 竿釣 り等	106t (23.5t)	106t (37.1t)	近海 野等 (85.1t) かじき 等流 し等 (44.2t)	近海 かつお・ よくろ等 (24.8t) 43.8t (39.4t)	56t (55.6t) 44t (39.2t)	47t (29.1t) 48.4t (40.4t)	68.2t (80.3t) 48.4t (39.8t)	25.0t (13.2t) 48.4t (45.2t)	27.5t (23.9t) 47.2t (28.7t)
沿岸漁業	2,810 (2,149t ※18か月	$(\frac{1.9}{2.2})$		739.2t ,059t) 1,529 (1,207 ※9か月	(1.590t	,	· ·	· ·	,

※R4、R5年のまき網及び近海竿釣り等の漁獲可能量は12月末時点

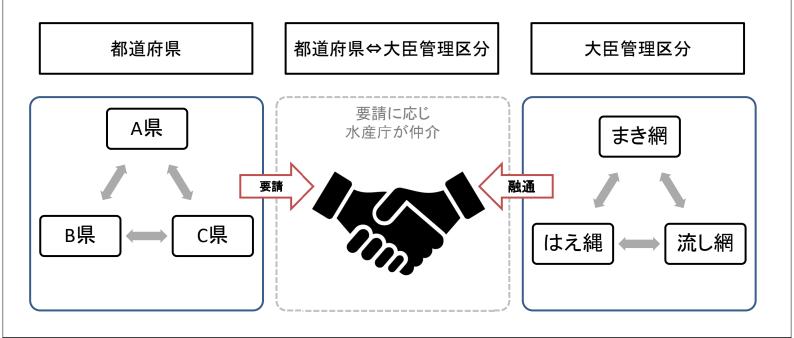
管理期間ごとの漁獲枠と実績(大型魚)



全体			4,6	46t		5,132t		6,160t		6,162t	6	,789.4t	6	,845.7t	
計			(3,8	15t)	(4,605t)	(5,318t)	(5	,606.7t)	(6	,225.6t)	(6	,263.2t)	
まき			3,0	63t		3,155t		3,252t		3,373t	3	,925.2t	3	,979.1t	
網			(3,0	33t)	(3,131t)	(3,165t)	(3,230t)	(3	,675.9t)	(3	3779.4t)	
近海竿						417t		585.4t		571.4t		757.1t		768.3t	
釣り等			21	9t	(410.1t)	(576.6t)	(554.9t)	(723.2t)	(745.0t)	
かじき 等流し 網等			(18	35t)		9.4t		10.3t		10.3t		22.0t		22.5t	
考派し網等						(8.1t)		(8.9t)		(9.9t)		(21.1t)	((20.1t)	
沿岸				1,125 (597t		1,465t		2,041t		1,925t		2,022.7	t	1,906.6	it
漁業				※9か月	•	(1,056t)	(1,567t)	(1,812.0	t)	(1,805.7	t)	(1,718.9)t)

配分量の融通のイメージ

- 配分量の融通は大臣管理区分間又は都道府県間において行うことを基本とする。なお、都道府県内の地域や漁業者に消化状況のばらつきがある場合、当該都道府県内での融通を積極的に行う。
- ◆ 大臣管理区分と都道府県の間の融通については、都道府県からの要請に応じ水産庁が仲介を行う。



融通の具体的な手続き

- ●融通を円滑に進めるため、水産庁は原則、年に2回(9月及び翌1月)、都道府県に対し融通の要望調査を行う。
- ●水産庁は要望調査結果について、融通に参加する都道府県に情報提供する。
- ●都道府県は情報に基づき、他の都道府県との協議を個別に行うことを基本とする。 国に仲介の要請があった場合は国が調整する。
- ●大臣管理区分と都道府県との融通については、都道府県間の協議が整わない都道府県から要請があった場合、当該都道府県と大臣管理区分との間の融通の協議を 水産庁が仲介して行う。



これまでの管理について

これまでの太平洋クロマグロ資源管理の経緯について①

平成17(2005)年	・我が国がWCPFCへ加盟
平成21(2009)年	・WCPFCにおいて、未成魚(0-3歳)の漁獲努力量を2002-2004年水準まで減少させること等の保存管理措置を 採択
平成22(2010)年	・くろまぐろを漁獲する定置網漁業の免許数を増大させないための都道府県知事宛ての大臣指示を発出・WCPFCにおいて、未成魚(0-3歳)の漁獲量を2002-2004年水準まで減少させること等の保存管理措置を採択
平成23(2011)年	 沿岸漁業における自由漁業(曳き縄漁業等)に届出制を導入、併せて漁獲実績報告を義務化 くろまぐろ養殖業に対し、養殖実績(養殖施設の設置状況、種苗の入手先等)の報告を義務化 大中型まき網漁業の未成魚の漁獲量を2002-2004年の平均漁獲実績未満、日本海の成魚漁獲量を2,000トン未満とする自主的管理を開始
平成24(2012)年	・くろまぐろ養殖業に対し、天然種苗の活込尾数が2011年から増加することのないように、養殖漁場の新規設 定や生け簀の台数等を制限する大臣指示を発出
平成26(2014)年	・沿岸くろまぐろ漁業の届出制を承認制へ移行、広域漁業調整委員会の指示に基づき隻数制限を導入・WCPFCにおいて、小型魚の漁獲量を2002-2004年平均水準から半減させる等の保存管理措置を採択
平成27(2015)年	 上記WCPFC保存管理措置を踏まえ、水産庁資源管理部長通知に基づく小型魚の数量管理を開始(「第1管理期間」) 沿岸漁業については、全国を6ブロック(日本海北部、日本海西部、太平洋北部、太平洋南部、瀬戸内海及び九州西部)に分け、ブロックごとに上限を設けて漁獲量をモニタリング※6ブロックは広域漁業調整委員会の区分を基本(但し、石川県は日本海北部)
平成28(2016)年	・「第2管理期間」の開始 ・沿岸漁業について、6ブロック間で異なっていた管理の期間を7月から翌年6月までに1本化 ・定置網の共同管理枠を設置 ・WCPFCにおいて、大型魚の漁獲量を2002-2004年平均水準から増加させないこと等の保存管理措置を採択
平成29(2017)年	・「第3管理期間」の開始 ・沿岸漁業のブロック管理を廃止し、都道府県別に漁獲可能量を配分 ・定置網の共同管理に加え、漁船漁業等(沿岸漁業)の広域管理を実施 ・WCPFCにおいて、暫定回復目標の達成確率に応じて管理措置を自動的に改訂する漁獲制御ルールを採択

これまでの太平洋クロマグロ資源管理の経緯について②

平成30(2018)年	 「第4管理期間」の開始(本管理期間から大型魚も対象として追加) 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(資源管理法)に基づく管理を開始 沿岸漁業については、都道府県ごとに小型魚、大型魚別の漁獲可能量を設定 定置網の共同管理を廃止 水産政策審議会の下に「くろまぐろ部会」を設置し、令和3管理年度までの配分の考え方の基準となった「第5管理期間以降の配分の考え方」を策定
令和元(2019)年	・「第5管理期間」の開始 ・沿岸漁業の管理の期間を4月から翌年3月までに変更 ・漁船漁業等(沿岸漁業)の広域管理を廃止
令和2(2020)年	・「第6管理期間」の開始 ・第5管理期間と同様の管理を継続 ・改正漁業法の施行に伴い資源管理法を廃止、数量管理の根拠法が改正漁業法へ移行 ・改正漁業法の施行に伴い、①くろまぐろを漁獲する定置網漁業の免許件数を増大させないこと、②くろまぐろ 養殖業に対し、天然種苗の活込尾数が2011年から増加することのないように、養殖漁場の新規設定や生け 實の台数等を制限する内容の大臣指示を改めて発出(平成22年及び平成24年大臣指示は廃止)
令和3(2021)年	・「令和3管理年度」の開始 ・漁業法に基づく管理を開始 ・WCPFCにおいて、大型魚の漁獲量を2002-2004年平均水準から15%増加させる等の保存管理措置を採択 ・上記の大型魚の漁獲枠増枠に伴い、くろまぐろ部会において「令和4管理年度以降の配分の考え方」を策定 ・くろまぐろ遊漁に対し、広域漁業調整委員会指示により採捕規制等を導入
令和4(2022)年	・「令和4管理年度」の開始 ・大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業において、船別漁獲割当て(IQ)による管理を開始
令和5(2023)年	・「令和5管理年度」の開始 ・かじき等流し網漁業等において、IQ管理を開始

大中型まき網漁業によるクロマグロ漁獲の概要

操業海区								管	理						
					年	間漁	獲上	限		令和]5管理	里年度	漁獲到		
東シナ海		小型	业魚	令和		-	度(済 .5トン	魚期末	757.4トン						
日本海		大型	型魚		(3979.	1トン				3	3,779.4	トン		
太平洋 ・漁獲実績の迅速な把握と、実績の積み上がりに応じた漁獲管理 ・令和4管理年度から、日本海の大型魚は公的IQ管理に移行(5/15~7/31														7/31)	
操業海区	種	重別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
東シナ海	遠	まき	小型魚				養殖	用種苗					小	型魚	
日本海	日本海 山まき 大型魚														
太平洋	太平洋 北まき 大型魚														
遠まき:日本遠洋旅	戸網漁	業協同網	旧合所属	船、山ま	き:山陰	旋網漁業	協同組織	今所属船.	北まき:	北部太平	戸洋まき網	漁業協同	組合連合会	会所属船	

大中型まき網漁業の取組み状況

大中型まき網漁業

【小型魚(30kg未満)】

大中型まき網全体で年間の総漁獲量が次の数量を超えないよう管理。

2011~2013年: 5,000トン(05-09年比約22%削減)

2014年: 4,250トン(05-09年比約34%削減)

2015~2016年: 2.000トン(05-09年比約69%削減)

2017~2021年:1,500トン(05-09年比約77%削減)

2022~2024年: 1,200トン(05-09年比約82%削減)

※2005~2009年:6,435トン

【大型魚(30kg以上)】

・大中型まき網全体で、年間の総漁獲量が次の数量を超えないよう管理。

2015~2016年:3,098トン、2017年:3,348トン、2018~2019年:3,063.2トン、

2020年:3,252.1トン、2021年:3,373.3トン、2022年:3,847.7トン

-2015年から、日本海大中型まき網業界の自主規制として、8月の操業自粛と日本海の総漁獲量が1,800トンを超えないよう管理。R4管理年度の公的IQ移行に際し、IQ当初配分を1,800トン以下に設定(ただし、前年の繰越や都道府県との大小交換により1,800トンを超えることはあり得る。)。 ※ 日本海における漁獲実績:

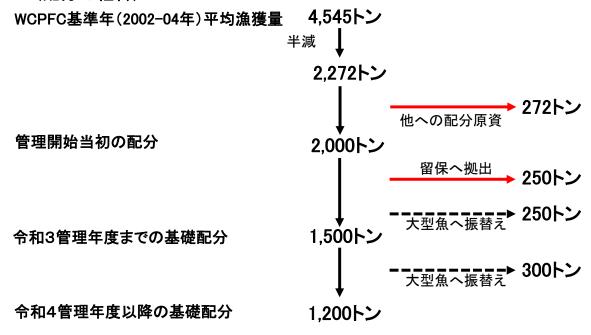
1,560トン(2013年)、1,918トン(2014年)、1,788トン(2015年)、1,693トン(2016年)1,691トン(2017年)、1,536トン(2018年)、1,564トン(2019年)、1,588トン(2020年)、1626.7トン(2021年)、1795.9トン(2022年)、1795.3トン(2023年)

大中型まき網漁業から他管理区分への融通等の経緯①

〇 小型魚

- 管理開始当初の配分において、WCPFC基準年(2002-04年)の平均漁獲量から半減し、 さらに272トンを削減(272トンは他の漁業及び都道府県への配分原資に。)。
- 第4管理期間以降において、国の留保へ250トンを拠出。
- 令和4管理年度以降、300トンを大型魚へシフト。

(配分の経緯)

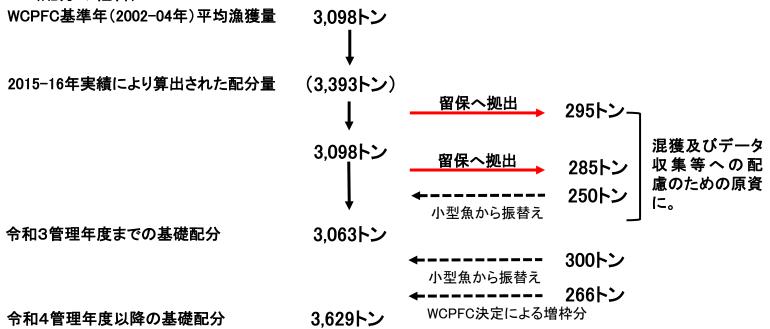


大中型まき網漁業から他管理区分への融通等の経緯②

〇 大型魚

- 2015-16年実績に基づき配分量を算出するところ、WCPFC基準年(2002-04年)平均漁 獲量を超える数量(295トン)を国の留保に拠出。
- ◆ 大臣許可漁業、都道府県とも配分量の約1割(大中型まき網にあっては285トン)を国の留保に繰り入れ。

(配分の経緯)



大中型まき網漁業から他管理区分への融通等の経緯③

〇 融通

第5管理期間以降、都道府県からの融通要望に対応。

(融通の実績)

〇第5管理期間

2019年 4月 小型魚90.0トンを北海道ほか2県の大型魚90.0トンと交換 2020年 1月 小型魚2.0トンを石川県の大型魚2.0トンと交換

〇第6管理期間

2020年 5月 小型魚80.2トンを北海道ほか3県の大型魚80.2トンと交換 2020年10月 小型魚30.0トンを石川県ほか6県の大型魚30.0トンと交換 2020年12月 小型魚4.2トンを福井県ほか3県の大型魚4.2トンと交換 小型魚158.9トンを北海道ほか8府県に譲渡

〇令和3管理年度

2021年 5月 小型魚108.6トンを北海道ほか6県の大型魚108.6トンと交換 2021年 7月 小型魚6.2トンを新潟県ほか2県の大型魚6.2トンと交換 2021年10月 小型魚35.1トンを新潟県ほか3県の大型魚35.1トンと交換 2021年11月 小型魚23.2トンを新潟県ほか3県の大型魚23.2トンと交換 2021年12月 小型魚150.0トンを北海道ほか9府県に<u>譲渡</u>

〇令和4管理年度

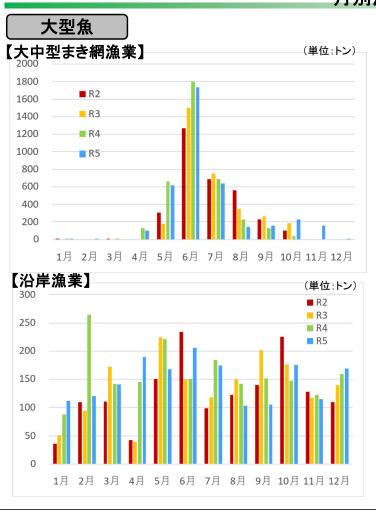
2022年 4月 小型魚25.1トンを北海道ほか4県の大型魚25.1トンと交換 2022年10月 小型魚67.5トンを北海道ほか4県の大型魚67.5トンと交換 2022年11月 小型魚10.0トンを新潟県の大型魚10.0トンと交換

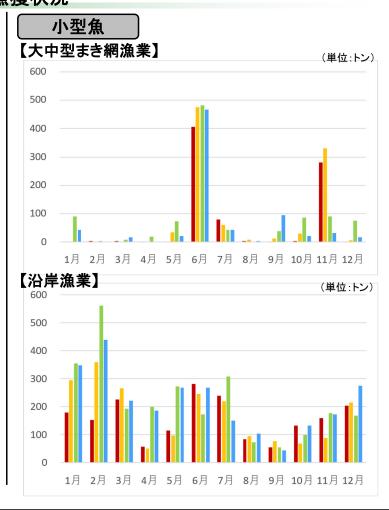
〇令和5管理年度

2023年 6月 小型魚83.8トンを北海道ほか3県の大型魚83.8トンと交換 2023年 7月 小型魚10.0トンを鳥取県に<u>譲渡</u> 2023年10月 小型魚3.7トンを新潟県ほか1県の大型魚3.7トンと交換 2023年11月 小型魚3.0トンを新潟県ほか1県の大型魚3.0トンと交換

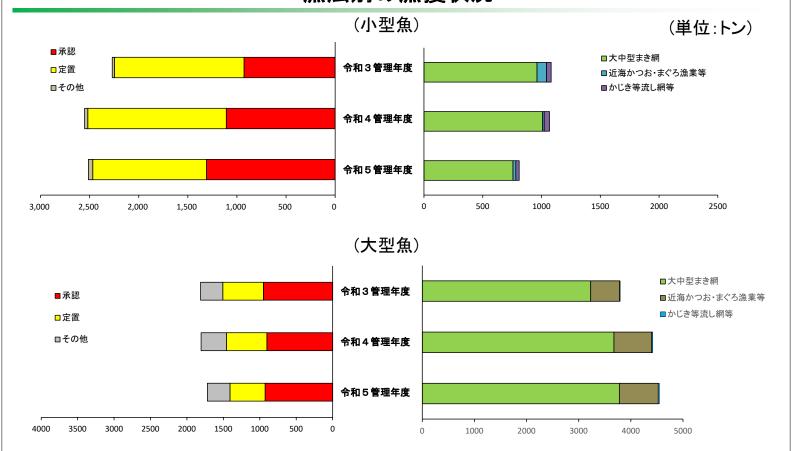
2023年12月 小型魚10.0トンを新潟県の大型魚10.0トンと交換

大型魚/小型魚別の沿岸(都道府県)と沖合(大中型まき網漁業) 月別漁獲状況





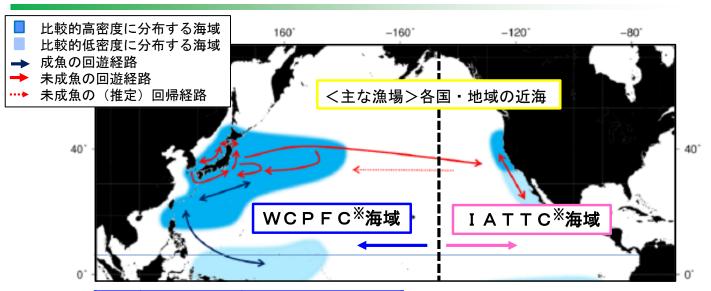
漁法別の漁獲状況



※ 近海かつお・まぐろ漁業等: 近海かつお・まぐろ漁業等及び遠洋かつお・まぐろ漁業 かじき等流し網漁業等: 東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業

関係各国の漁獲状況

太平洋クロマグロの漁獲状況



	主な漁法	漁獲量	(2022年)
n+	まき網、はえ	小型魚	3, 731トン
日本	縄、曳き縄、 定置網	大型魚	6, 381トン
# =	まき網、定置	小型魚	366トン
韓国	網 	大型魚	516トン
/> 'atr	はえ縄	小型魚	(なし)
台湾		大型魚	1,497トン

	主な漁法	漁獲量	(2022年)
メキ	まき網	小型魚	0.1041
シコ		大型魚	3,194トン
V/E	まき網、遊漁	小型魚	1 707 5.
米国		大型魚	1,737トン

資料:水産庁作成

(※) WCPFC: 中西部太平洋まぐろ類委員会 IATTC:全米熱帯まぐろ類委員会

太平洋クロマグロの国別漁獲状況

年	日本		韓	国	台	湾	メキ	シコ	米	玉	その	の他	合	H	
_ 	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	総計
1995	20,740	6,350	821			337	10	1	918	46		2	22,489	6,736	29,225
1996	9,480	4,527	102			956	3,482	218	4,470	279		4	17,534	5,984	23,518
1997	13,610	5,242	1,054			1,814	287	81	1,984	546		15	16,935	7,698	24,633
1998	7,049	4,142	188			1,910	1	0	,	542		23	9,161	6,617	15,778
1999	10,624	12,004	256			3,089		165		87		26	13,841	15,371	29,212
2000	15,445	9,132	2,401			2,782	2,902	216	1,024	72		29	21,772	12,231	34,003
2001	10,251	3,960	1,186			1,843		97	606	89		57	12,810	6,046	18,856
2002	9,310	4,878	932			1,527	1,366	344		162		61	12,162	6,971	19,133
2003	7,952	2,455	2,601			1,884	2,635	619		92		53	13,530	5,103	18,633
2004	6,785	7,314				1,717	6,375	2,519		20		78	13,973	11,648	25,621
2005	14,796	6,872	1,318			1,370		765		51		33	20,129	9,091	29,220
2006	9,828	4,350	1,012			1,150	· ′	1,136		9		26	19,720	6,671	26,391
2007	8,519	5,309	1,281			1,411	3,227	920		13		17	13,072	7,670	20,742
2008	11,885	5,304	1,743	123		981	3,706	701	75	19		17	17,409	7,144	24,553
2009	9,704	4,324		34		888	· ′	310		66		19	13,839	5,642	19,481
2010	5,941	2,459	1,128	68		409	· ′	2,015		28		10	12,895	4,990	17,885
2011	9,105	3,899	670	1		316	· ′	865		205		29	12,055	5,315	17,370
2012	4,101	1,999	1,406	16		213	· ′	1,388		144		14	11,303	3,774	15,077
2013	3,299	3,120	581	24		335	- ,		82			24			11,357
2014	6,089	3,488	1,199	112		483	1		82	-		12			17,073
2015	2,490	3,870	676	1		618	· '		49	-		16			11,252
2016	3,944	4,368	559	469		480	2,7	09	72	28		18			13,275
2017	4,131	4,868	670	73		415	3,6	43	95	0		14			14,764
2018	1,859	4,347	511	25		381	2,8	40	60	0		20			10,219
2019	3,047	4,467	564	17		493	2,2	49	75	54		23			11,614
2020	2,745	5,265	191	414		1151	3,2	85	98	3		46			14,027
2021	3,164	5,365	452	58		1479	3,0	27	1,4	66		42			14,964
2022	3,731	6,381	366	516		1497	3,1	94	1,7	37		34			17,456
02-04年の平均	8,015	4,882	1,435			1,709	3,459	1,161	313	91		64	13,222	7,907	21,129
02-04年の50% (▲50%)	4,007		718				1,729		156				6,611		

[※]韓国及び台湾の2002年~2012年のデータは、ISCへの提出データ。韓国及び台湾の2001年以前のデータ、並びに~2012年の日本、メキシコ、米国及びその他については、 国際水産資源研究所による推定値。2013年以降の日本、韓国、及び台湾のデータは、WCPFCへの提出データ、米国、メキシコ及びその他のデータはISC報告データ。 ※データの取得元が異なること、また推定値等を含むため、合計や総計の値は、他の集計と異なる場合があります。

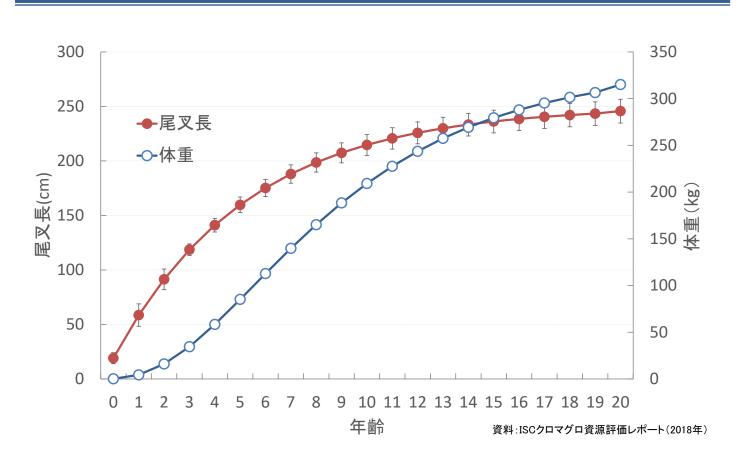
我が国の大型魚・小型魚 (30kg未満) 別漁獲状況

																			_		_					16- MIL	rat sterr	<u>トン</u>
	大型	単魚を漁	獲するま	き網	小型魚	を漁獲	まき網	全体	はえ縄	見(遠)	羊・近海		はえ縄(沿岸)	はえ経	全体	曳き	縄	竿釣り		定置	網	遊	漁	₹(の他	漁業		
年	太平	P洋	日2	卜海	するま	き網			赤道以	址	赤道以		18八吨(川十)															総計
	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型:	大型	小型大	型	小型 大型	小型	大型	小型	大型	小型 大型	! /]	型 :	大型	小 型	大型	小型	大型	小型	大型	
1995	36	4,801		496	13,575		13,611	5,298		107		10	571		688	4,778		270	1	,594	266			487	99	20,740	6,350	27,09
1996	2,489	2,601		450	2,104		4,593	3,051		123		9	778		909	3,640		94		898	251			255	315	9,480	4,527	14,00
1997	2,823	2,606		708	7,015		9,838	3,314		142		12	1,158		1,312	2,740		34		666	138			333	478	13,610	5,242	18,8
1998	719	1,670		326	2,676		3,395	1,995		169		10	1,086		1,266	2,876		85		403	471			291	409	7,049	4,142	11,19
1999	1,293	9,747		579	4,554		5,847	10,326		127		17	1,030		1,174	3,440		35		902	195			399	309	10,624	12,004	22,62
2000	900	6,546		747	8,293		9,193	7,293		121		7	832		959	5,217		102		701	424			233	456	15,445	9,132	24,5
2001	586	2,313		239	4,481		5,068	2,552		63		6	728		797	3,466		180	1	,241	125			297	486	10,251	3,960	14,2
2002	193	3,131		599	4,981		5,174	3,729		47		5	794		846	2,607		99	1	,008	92			422	210	9,309	4,877	14,1
2003	183	203		571	4,812		4,995	774		85		12	1,152		1,249	2,060		44		648	191			205	241	7,951	2,455	10,4
2004	143	2,692		2,100	3,323		3,465	4,792		231		9	1,616		1,855	2,445		132		660	235			82	432	6,785	7,314	14,0
2005	155	185		3,694	8,783		8,938	3,879		107		14	1,818		1,939	3,633		549	1	,509	673			167	381	14,796	6,872	21,6
2006	1,352	280		2,012	5,236		6,588	2,292		63		11	1,058		1,131	1,860		108		991	430			280	498	9,828	4,350	14,1
2007	124	718		2,123	3,875		3,998	2,841		83		8	72 1,607	72	1,698	2,823		236	1	,142	361			249	408	8,519	5,309	13,8
2008	1	0		3,028	7,192		7,193	3,028		19		8	131 1,240	131	1,267	2,377		64	1	,739	619			380	390	11,885	5,304	17,1
2009	33	795		1,299	5,950		5,983	2,094		8		7	138 934.9	138	949.9	2,003		50	1	,274	962			257	319	9,704	4,324	14,0
2010	49	21		1,052	2,620		2,669	1,073		5		6	160 724.1	160	735.1	1,583		83	1	,289	314			157	337	5,941	2,459	8,4
2011	16	305	114	1,792	6,113		6,243	2,097		9		11	108 719.6	108	739.6	1,820		63	7	63.5	888			108	175	9,105	3,899	13,0
2012	3	198	170	671	1,419		1,592	868.97		6		8	266 400.9	266	414.9	570.3		113	1	,393	539			167	176	4,101	1,999	6,1
2013	0.327	279.3	226	1,502	763		989.81	1,782		7		7	235 542.7	235	556.7	903.7		8.2	1	,020	395			142	387	3,299	3,120	6,4
2014	0	47.23	203	2,000	3,206	0.2	3,409	2,047	0	10	0	4	122 550.3	122	565.1	1,023		5.1	0 1	,375	532			155	344	6,089	3,488	9,5
2015	102	837	9	1,810	820	66	931	2,714	0	11	0	4	188 449	189	464	394	19	8	0	825	417			142	289	2,488	3,902	6,3
2016	32	1,255	209	1,772	1,828	0	2,068	3,027	1	13	0	4	181 496	182	514	755	23	54	0	654	574			238	270	3,951	4,407	8,3
2017	38	1,583	30	1,691	1,199	0	1,266	3,274	0	21	0	6	264 628	264	655	571	35	49	0 1	,686	535			295	369	4,131	4,868	9,0
2018	-	1,497	117	1,536	818	7	1,010	3,040	3	18	0	0	96 583	99	600	307	63		0		385			173	258	1,859	4,347	6,2
2019		1,567	83 64	1,564	1,251	0	1,334	3,131	5 6	20	0	0	161 815 140 1.201	166	836	677	42		0	691 943	260			174 173	199	3,042	4,467	7,5
2020 2021		1,554 1,495	29	1,587 1,627	728 940	24 108	794 968	3,165 3,230	16	69 63	0	0	140 1,201 164 1,307	146 181	, .	687 557	73 96		0 1		399 423	0	20		359 300	2,745 3.165	5,265 5,419	8,0 8,5
2022		1,657	12	1,796	994	225	1,024	3,678	0	80	0	0	98 1,408	98		919				,471	655	0	28	205	400	3,731	6,381	0,3
2-04年 0平均	173	2,009		1,090	4,372		4,545	3,098		121		9	1,187			2,371		92		772	173			236	294	8,015	4,882	12,8

※国際水産資源研究所による推定値。赤字は2023年6月時点の暫定値。 ※2018年以降の集計方法は従来のものから変更されている。

学術的知見及び技術開発

くろまぐろの年齢と成長



定置網における取組事例①

1 操業の工夫

- ・漁協別・漁業種類別に配分し、更に個人に配分して数量遵守に取組んでいる。
- ・原則網起こしは朝1回としている。また、他の事例では、原則1日2回の網起こしをするが、朝の網起こしでマグロが入網した場合、1回にした。

2 放流手法の工夫

- ・概ね100尾以内であれば、タモ網により放流しているが、それ以上は、側網を 沈めることにより放流するか、網起こしを中断している。
- ・網起こしをして、魚捕まで来た時点で、メジマグロが大量に入網していた場合、 船尾の魚捕部分を5m位下げ、魚捕の鎖を外し、もう一度網起こしをし、メジマ グロを網の外に出す。

((一社)日本定置漁業協会調べ。平成31年2月時点)

定置網における取組事例②

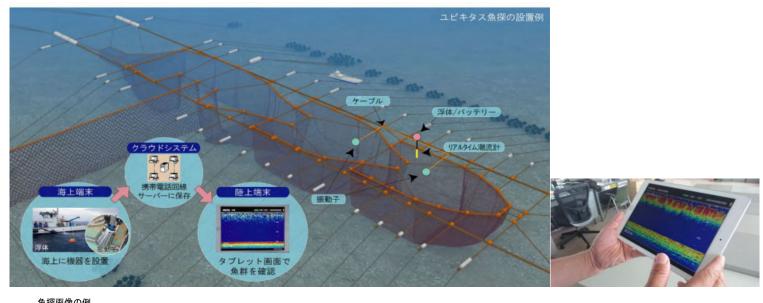
3 漁具(漁法)の工夫

• <mark>箱網内に仕切り網を設置</mark>し、大型魚は仕切り網内で水揚げをし、小型魚は落し網に追い込み側網を沈めて放流している。

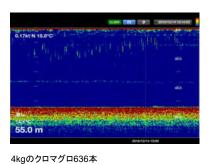
4 その他の工夫

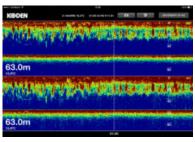
- ・定置協会会員の漁労長を中心メンバーとしたSNSのグループを作り、当日操業時のクロマグロ漁獲及び放流状況をメンバーで共有できる仕組みとしている。
- ・2kg未満は放流することとしている。網によっては、小型魚(30kg未満)はすべて放流している。
- ・5kg未満の個体は通常時から全て放流する。
- 一経営体が漁獲枠をオーバーして水揚げしたため、次の管理期間の割当を減らす とともに操業開始を10日間遅らせる。

定置網における取組事例(例:ユビキタス魚探)

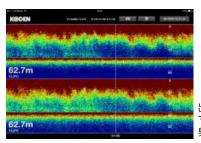


魚探画像の例





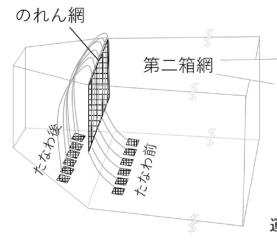
ブリ50トン



出典:平成29年度太平洋クロ マグロ漁獲抑制対策支援事業成 果報告書

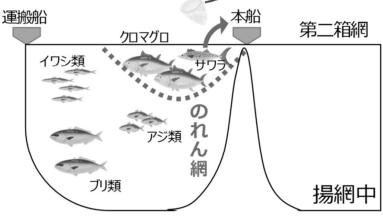
イワシ20トン

定置網における取組事例(例:のれん網)



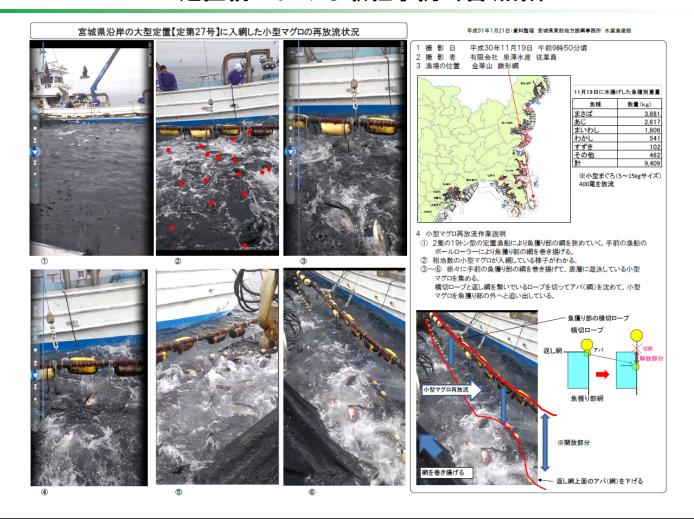
第二箱網に"のれん網"を設置し、 クロマグロとその他の魚種とを分離

第二箱網 れ クロマグロ アジ類 《ブリ類 揚網前



出典:令和元年度太平洋クロマ グロ漁獲抑制対策支援事業成果 報告書

定置網における取組事例(宮城県)



管理のための制度

くろまぐろTAC制度の仕組み(漁業法)

→ 資源管理基本方針の策定

- ・国は、資源評価結果を踏まえて、資源管理基本方針を策定する。
- 資源管理基本方針には、資源管理目標や、管理の手法等を記載。

·法第11条

2

都道府県資源管理方針の策定

- ・都道府県では、国の資源管理基本方針に即して、漁業種類ごとの資源管理目標や 管理の手法等を定めた「都道府県資源管理方針」を策定。
- ・都道府県資源管理方針の策定には大臣の承認が必要。

•法第14条

3

漁獲可能量の設定

・国は、大臣管理区分、都道府県ごとに配分する漁獲可能量を設定。

•法第15条

4

漁獲量等の報告

- ・漁業者が、農林水産大臣又は都道府県知事へ漁獲量を報告。
- ・報告期限は、陸揚げした日の翌月10日まで(漁獲の積み上がりに応じ、迅速に報告)。

- 法第30条



5

採捕の停止等

- ・漁獲可能量を超過しないようにするため、農林水産大臣又は都道府県知事は、必要に応じ助言、指導、勧告をすることができる。
- ・漁獲量が漁獲可能量を超過または超過のおそれが大きい場合、農林水産大臣または都道府県知事は、必要に応じ、採捕の停止その他必要な命令することができる。
- •法第32条
- •法第33条

漁業法に基づく管理措置について

大臣管理区分における漁獲量が大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときは、**大臣は、当該管理区分の漁獲量等を公表**(法31条)



採捕数量の公表後、大臣管理漁獲可能量の超過を防ぐため必要があると認める場合には、**大臣は、採捕者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる**(法32条)

※ 強制力を有しない行政指導

海猫豊が大阪

漁獲量が大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが 著しく大きいと認めるときは、採捕停止等を命令する ことができる(法33条)

上記命令を受けた者が、採捕停止命令に違反し、 引き続き違反するおそれがあると認めるときは、大臣は、 使用船舶について停泊命令をすることができる(法 34条)



300万円以下罰3年以下懲役又は

反者には罰則適用

広調委の承認制について(沿岸くろまぐろ漁業)①

1. これまでの経緯

太平洋クロマグロの管理を進めるため、これまで自由漁業だった曳き縄漁業や釣り漁業等を「沿岸くろまぐろ漁業」とし、

- ① 平成24 年に広域漁業調整委員会指示により届出制を導入(届出隻数1.3 万隻)、
- ② 平成25 年以降は、同委員会指示による承認制に移行(承認隻数1.7万隻(R5.4現在))、

して、令和2年5月に期間延長の委員会指示を発出した他は、原則2年ごとに更新しており、令和4年11月及び12月に行われた各広域漁業調整委員会において新たな委員会指示を発出し、5回目となる承認の更新手続きを行った(現行の承認期間は令和7年3月31日まで)。

広調委の承認制について(沿岸くろまぐろ漁業)②

2. 広域漁業調整委員会指示※の概要

(1)承認条件

① 旧被承認者として過去2年間に1kg 以上の漁獲実績を有すること

ただし、当該都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要があり、かつ、当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合はこの限りではない。

② 採捕停止命令に従わない漁業者ではないこと

申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。

③ 暴力団関係者等ではないこと

暴力団関係者等ではない旨の適格性に関する誓約書があること。

(2)承認期間について

令和5年4月1日~令和7年3月31日まで

なお、委員会指示の有効期間は、承認の手続きや漁獲実績報告書の提出の観点から、承認期間の前に3 ヶ月の期間を加えて設定するものとする。

広調委の承認制について(沿岸くろまぐろ漁業)③

これまで

自由漁業 (曳き縄漁業等) に届出制を導入

漁獲実績報告の義務化

(平成23年4月から順次実施)



日本海・九州西広域漁業調整委員会

広域漁業調整委員会 の海域区分

太平洋広域漁業調整委員会

トン数階層等)

沿岸くろまぐろ漁業の実態把握

(漁獲量、漁法、水揚げ場所、操業海域、

平成26年4月1日以降

●届出制から承認制へ移行 広域漁業調整委員会の指示 に基づき**隻数制限**を導入

- ●平成27年1月 更新1回目
- ●平成29年1月 更新2回目
- ●平成30年7月 更新3回目
- ●令和2年7月 期間延長
- ●令和3年4月 更新4回目
- ●令和5年4月 更新5回目

「過去2年間の実績者」 を承認対象とすることで、 太平洋クロマグロの管理 をなお一層推進

瀬戸内海広域漁業調整委員会

沿岸くろまぐろ漁業の管理体制の強化

	都道府県	H27.1	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4		H27.1	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4		H27.1	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4
	北海道	969	863	844	835	832	石川県	1,027	985	298	289	289	山口県	1,816	1,647	1,119	1,059	965
	青森県	2,068	1,938	1,723	1,641	1,618	福井県	304	282	268	250	240	徳島県	492	476	417	417	417
	岩手県	119	99	0	8	10	静岡県	1,025	1,011	957	944	938	香川県	0	0	0	0	0
	宮城県	33	31	9	21	21	愛知県	1	1	1	0	0	愛媛県	90	90	36	36	33
	秋田県	175	174	131	131	131	三重県	1,077	990	877	838	806	高知県	2,949	2,692	2,142	1,802	1,715
	山形県	150	150	142	139	138	京都府	264	264	264	247	245	福岡県	668	556	534	521	515
	福島県	719	714	703	627	435	大阪府	11	11	6	6	6	佐賀県	46	45	45	45	45
I	茨城県	367	347	314	296	291	兵庫県	253	251	248	248	249	長崎県	2,503	2,503	2,457	2,455	2,453
	千葉県	580	545	445	445	445	和歌山県	1,897	1,733	1,207	1,191	1,179	熊本県	134	114	59	59	59
	東京都	526	515	444	431	418	鳥取県	651	580	56	56	56	大分県	146	139	28	21	21
	神奈川県	323	297	277	265	259	島根県	1,054	1,002	960	957	957	宮崎県	669	568	567	568	548
	新潟県	186	164	57	57	57	岡山県	0	0	0	0	0	鹿児島	519	467	335	332	316
	富山県	270	262	172	170	170	広島県	1	1	1	0	0	沖縄県	4	4	4	1	1
_								注1:黄	色マーカー	は承認数か	1000以上(D都道府県	合計	24,086	22,511	18,147	17,408	16,878

※対象漁業、提出書類は基本的に届出制と同様【法的根拠:漁業法(広域漁業調整委員会指示)】

クロマグロの養殖業(1)(管理内容)

クロマグロ養殖の実績報告の義務化

クロマグロ養殖業者に対して、国が養殖実績(養殖施設の設置状況、種苗の入手先、活込み状況、移送状況、 斃死状況及び出荷状況)の報告を義務付け ※ 暦年毎にとりまとめ、2011年分から公表(毎年3月)

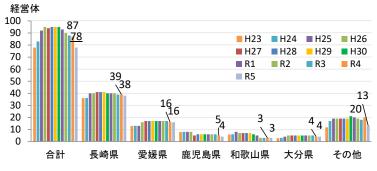
クロマグロ養殖の管理強化に関する大臣指示(2020年11月27日発出)

2020年11月27日以降、引き続き

- ※ 人工種苗向けの漁場は、指示の適用外
- ① 各県の1年当たりの天然種苗の活込尾数が2011年から増加することのないよう、海区漁場計画の作成又は変更を行わなければならない。
- ② 生け簀の規模拡大により各県の1年当たりの天然種苗の活込尾数が2011年より増加することのないよう、漁業権に生け簀の形状、規格及び台数等に係る条件を付けること。

【経営体の数 (全国計:78経営体)】

【全国のクロマグロ養殖場 (全国計:160漁場)】



注1: 個人にあっては住所、法人にあっては本社の住所により計上。

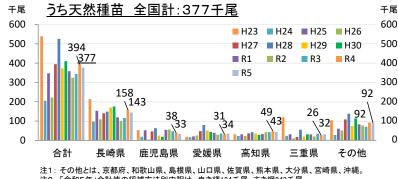
注2: その他は、東京都、静岡県、三重県、高知県、島根県、熊本県、沖縄県。



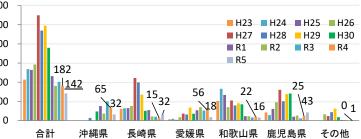
クロマグロの養殖業②(現状について)

(数値は2023年実績)





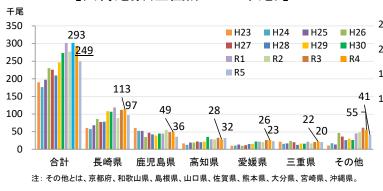
うち人工種苗 全国計:142千尾



人工種苗については陸上施設で種苗生産され、海面の養殖場に初めて活け込まれた数であり、 注1: 天然種苗と比べて小型であるため死亡が多い

注2: 「令和5年」合計値の採捕方法別内訳は、曳き縄134千尾、まき網243千尾。

【出荷尾数(全国計:249千尾)】



【出荷重量(全国計:16,858トン)】



公表先:水産庁HP くろまぐろの部屋 https://www.jfa.maff.go.jp/j/tuna/maguro_gyogyou/bluefinkanri.html

クロマグロ遊漁への取組

- 〇 遊漁によるクロマグロの採捕については、令和3年6月1日から広域漁業調整委員会指示(以下「委員会指示」という。)に より以下の規制を導入した。
- ① 30キログラム未満の小型魚の採捕禁止
- ② 30キログラム以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告
- ③ 大型魚について、全海区の採捕数量が漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれが あると認められる場合は採捕を禁止。
- 〇 クロマグロ遊漁の管理の高度化を推進していくにあたり、その管理手法に関し調査審議するため、各広域漁業調整委員 会(太平洋、日本海・九州西、瀬戸内海)にくろまぐろ遊漁専門部会を設置し、審議を行う。

〇 遊漁者のクロマグロの採捕の規制に係る委員会指示の概要(令和6年4月)

クロマグロ(小型魚)の採捕の制限

遊漁者による小型魚の採捕を禁止。意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

- クロマグロ(大型魚)の採捕の制限
- (1)1人1日あたり1尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなけれ ばならない。
- (2)遊漁者が大型魚を採捕した場合は、陸揚げ後3日以内に重量等を水産庁に報告しなければならない。
- (3)委員会会長は、大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来す おそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨、公示する。 ※期間指定の考え方
 - ・全海区における採捕数量が以下の表の上段の時期ごとに下段の数量を超えるおそれがある場合:当該時期の末日まで採捕を禁止する。

時期	R6年4~5月	6月	7月	8~9月	10~12月	R7年1月	2~3月
数量	5トン	フトン	フトン	フトン	5トン	5トン	*

- ※概ね40トンから全海区における令和6年4月1日から令和7年1月31日までの採捕数量の累計を差し引いた数量
- ・全海区における令和6年4月1日からの採捕数量の累計が概ね40トンを超えるおそれがある場合:令和7年3月31日まで採捕を禁止する。
- (4)遊漁者は、(3)の公示により大型魚の採捕が禁止された期間中は、大型魚を採捕してはならない。意図せず採捕した 場合には、直ちに海中 に放流しなければならない。
- 委員会指示に違反した者への対応

違反が確認された場合、直ちに農林水産大臣名で広域漁業調整員会の指示に従うべき旨の命令(裏付け命令)を発出し、再度違反が認められ た場合は、漁業法第191条に基づき、罰則(1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金)を適用する。

- 4 指示の有効期間
- この指示の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

遊漁の資源管理の方向性

水産基本計画(令和4年3月25日閣議決定)に「遊漁の資源管理」について記載。

水産資源管理の観点からは、魚を採捕するという点では、漁業も遊漁も変わりはないことから、今後、資源管理の高度化に際しては、いずれは遊漁についても漁業と一貫性のある管理を行う必要がある。



クロマグロ

遊漁に対する資源管理措置の導入が早急に求められているクロマグロについて、試行的取組として、令和3年6月から、小型魚の採捕制限、大型魚の報告義務付けを開始。その運用状況や定着の程度を踏まえつつ、漁業と同じレベルの本格的なTACによる数量管理に段階的に移行していく。

クロマグロ以外

漁業における数量管理の高度化が進展し、クロマグロ以外の魚種にも遊漁の資源管理、本格的な数量管理が必要となる可能性があることから、現在、開発中のアプリや遊漁関係団体の自主的取組等を活用した遊漁者による採捕量の情報収集を強化し、資源への影響評価を踏まえつつ、遊漁者に協力を求めることが不可欠な資源管理措置を示すなど、遊漁者が資源管理の枠組みに参加しやすい環境を整備していく。